

加賀市ふるさと納税返礼品募集要領

1 目的

本市では、「ふるさと（加賀市）を応援したい」「ふるさと（加賀市）を元気にしたい」という、皆さまからのご支援を形にするため、「加賀市ふるさと納税事業」を実施しています。

ふるさと納税により本市に寄附された方へのお礼の品（以下、「返礼品」という。）の充実を図り、本市の魅力や特産品をPRするため、事業者に対し地元特産品やサービス等の企画提案を募集します。

2 事業者の応募要件

- ・市内で生産並びに製造及び加工その他工程のうち主要な部分を行う物品等を取り扱う法人又は個人事業主並びに市内で提供される役務その他これに準ずるものであって当該役務の主要な部分が本市と相当程度関連性のあるものを行う法人又は個人事業主
- ・納期到来分の市税等に滞納がないこと。
- ・代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者

※ただし、上記の要件に適合しても市が返礼品を提供する事業者として適当でないと認めた場合は参加できないことがあります。

3 募集する返礼品

(1) 要件

- ① 次のいずれかに該当し、かつ本市の魅力や特産品をPRする返礼品として適当であると認めるものであること。
 - ・市内において生産されたものであること。
 - ・市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
 - ・市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
 - ・市内において生産されたものであって、近隣の他の市町の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
 - ・市の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から市独自の返礼品であることが明白なものであること。
 - ・上記に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

- ・市内において提供される役務（以下、「サービス等」という。）その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。
 - ・近隣の他の市町と共同で、上記のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするものであること。
 - ・石川県が県内の複数の市町と連携し、当該連携する市町の区域内において上記のいずれかに該当するものを石川県及び当該市町の共通の返礼品等とするものであること。
 - ・石川県が県内の複数の市町において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市町を認定し、当該地域資源を当該市町がそれぞれ返礼品等とするものであること。
 - ・震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた上記のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。
- ② 次のすべてに該当すること。
- ・原則として市が返礼品掲載や発注等の業務を委託する事業者（以下「市委託事業者」といいます。）が指定する配送業者による配送が可能な商品であること。
 - ・返礼品の発注は主に電子メールや市委託事業者から提供する受発注システムで行うため、原則として電子メールが使えること。
 - ・商品の場合は送付に耐えうるものであること。
 - ・市又は市委託事業者からの返礼品の発注に対し、速やかに発送対応ができること。ただし、返礼品の性質や数量、収穫時期等の制限により即時対応が困難なものについては、返礼品提供申込時にその旨を明示し、市又は市委託事業者の担当者と密に連携し適切な連絡・調整が行える体制を構築すること。
 - ・食料品については、発送手段を考慮の上、基本的に1週間以上の賞味期限が保障されること。ただし、生鮮食品についてはこの限りではないが、商品が適切に寄附者の手元に届くよう寄附者と密な連絡を取れる体制を構築するなど、特に配慮すること。
 - ・サービス等の場合は、市内で提供されるものであり、かつそのサービス等の主要な部分が本市と相当程度関連性のあるものであること。また、利用にあたっての申請方法等が確立し、発行日からの有効期限が原則として1年以上あること。ただし、突然の天災の発生や感染症の拡大等により、有効期限内にサービス等を利用できない状況であると市が判断した場合は、有効期限の延長を求めることがあります。

(2) 価格

寄附金額に応じて返礼品を募集します。返礼品の提供価格には、包装代、手数料、消費税を含むものとします。

配送料は、市が負担します。

4 返礼品等の発送及び支払い

- ① 市にふるさと納税による寄附が行われ、寄附者は返礼品を選択。
- ② 市又は市委託事業者が返礼品提供事業者に返礼品を発注。
- ③ 返礼品提供事業者が、原則として市委託事業者の指定する配送業者を利用して、寄附者が指定する場所に返礼品を発送。
- ④ 返礼品提供事業者が月末締め（又は市委託事業者の指定する締め日）で市又は市委託事業者へ代金を請求。
- ⑤ 代金請求後 30 日以内に、市又は市委託事業者から返礼品提供事業者へ代金支払い。

5 返礼品提供事業者のメリット

- ・市が契約するふるさと納税のインターネットサイトのうち、返礼品提供事業者が希望するサイトに返礼品の画像や商品名、事業者名等が掲載されます。
- ・ふるさと納税のインターネットサイトへの掲載は無料で、広告料や手数料はかかりません。
- ・返礼品の送付にあたって、自社商品のパンフレットやチラシ等を同封することで、販売促進や P R が可能です。

6 募集期間

随時応募を受け付けます。

7 応募方法

下記書類に必要事項を記入の上、資料等とともに市に提出してください。なお、必要に応じて事業者の概要がわかる資料の提出を求める場合があります。

また、返礼品の掲載を希望するポータルサイトによって市委託事業者が異なるため、当該返礼品の掲載希望サイトを担当する事業者に別途書類等の提出が必要です。

- ・市税等納付状況調査同意書
- ・商品の概要がわかる資料及び画像（電子データをメールで提出）
※商品の資料及び画像は、ふるさと納税事業の広報等で使用する場合がありますのでご了承ください。

8 提出先

加賀市役所 商工振興課 総務係

石川県加賀市大聖寺南町二 41（市役所別館 4 階）

電話 0761-72-7945 Eメール furusato@city.kaga.lg.jp

9 返礼品の決定と契約

本要領に基づき応募内容を商工振興課で審査し、返礼品の選定を行うものとします。返礼品として採択された場合、原則として市委託事業者と契約を締結していただきます。

10 その他留意事項

・ 寄附者からの問い合わせ等への対応

商品の発送から到着までの寄附者との連絡調整及び商品についての問い合わせやクレーム対応については、原則返礼品を提供する事業者の責任で行うものとします。

・ 個人情報の取扱い

返礼品を提供する事業者は、この事業の業務を処理するため知り得た個人情報を厳重に取扱うものとし、本事業の目的以外に使用してはならないものとします。ただし、返礼品に同封した自社パンフレットにより、改めて寄附者から事業者への商品購入申込み等で知り得た個人情報は対象としません。

・ 妨害又は不当要求に対する通報義務

返礼品を提供する事業者は、本事業を実施するに当たり、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は業務の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければなりません。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は決定を取り消すことがあります。

・ 総務省で定める基準により、本要領3に定める要件が変更になる場合があります。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。